

益城町「産後ケア事業」のお知らせ



出産後に「赤ちゃんのお世話の仕方がわからなくて不安」「授乳がうまくいかない」「出産と育児の疲れから体調がよくない」などがありましたら、“産後ケア事業”を利用してみませんか。

♥ 利用できる方

益城町に住民票がある出産後1年以内のお母さんと赤ちゃんで、産後の不安や負担感を軽くするために産後ケア事業の利用を希望する方。

ただし、感染症にかかっていたり、医療行為（入院など）を必要とする方は利用できません。

♥♥ 内容

利用種別 (方法)	訪問型	日帰り型	宿泊型
	自宅等に 助産師等が訪問	利用施設に通う	利用施設に宿泊
ケア内容	① お母さんの体のケア及び保健指導、栄養指導 ② お母さんの心のケア ③ 適切な授乳が実施できるためのケア（乳房ケアを含む） ④ 育児手技についての指導及び相談 ⑤ その他必要な保健指導及び相談		
利用期間	出産後1年以内		
利用時間・日数 ※時間の分割不可 ※泊数の分割可	1日2時間以内	1日3時間以内	3泊以内
	計7日以内		
利用者負担金	課税世帯 1,000円/1日 非課税世帯 500円/1日 生活保護世帯 0円		課税世帯 7,000円/1泊 非課税世帯 2,000円/1泊 生活保護世帯 0円

- ミルク代、おむつ代、交通費等の実費は、利用される方のご負担となります。
- 利用するときに準備・持参するものは、益城町産後ケア事業承認通知書、母子健康手帳、おむつ、おしり拭き、ミルクなどですが、詳細は利用施設へお問い合わせください。
- 訪問型を利用するときは、訪問者の駐車場を確保してください。コインパーキングなどの利用はしませんので、ご協力をお願いします。
- 利用者負担金は、利用年度により変更となる場合があります。

♥♥♥ 利用施設一覧

- ・益城町ホームページをご覧ください。
「益城町 産後ケア事業」で検索 又は 右の QR コードをご利用ください。

※施設によって利用できる赤ちゃんの月齢が決まっている場合などがありますのでご確認をお願いします。



♥♥♥♥ 利用までの流れ

1 申請

- ・出産後に、「産後ケア事業利用申請書兼同意書」を益城町保健福祉センターへ提出してください。
- ・申請時に、保健師等が面接又は電話で状況をお尋ねします。

2 利用決定・通知

- ・利用が適当であると認められる場合は、「産後ケア事業利用承認通知書」を交付しますが、申請後1週間程度かかります。

3 利用施設を予約

- ・「産後ケア事業利用承認通知書」が届いてから、利用したい施設へ直接申し込んでください。
日程・持参又は準備するものなどを確認してください。

4 事業の利用、支払い

- ・事業を利用したら、利用者負担金を利用施設へお支払いください。
- ・利用施設から「産後ケア事業利用承認通知書」に利用日等の記入を受けてください。

♥♥♥♥♥ 申請に必要なもの

- ・益城町産後ケア事業利用申請書兼同意書
※様式は益城町保健福祉センターに設置又はホームページからダウンロードできます。
- ・利用者負担金算定のために必要な書類
※益城町が利用者及び同世帯の課税台帳等を確認することに同意しない又は転入等の理由により益城町が調査・確認できない場合で、減額を希望する場合は世帯の課税状況を証するものを提出してください。
- ・母子健康手帳の写し（「出生届出済証明」と「出産の状態」のページ）

問い合わせ先

益城町保健福祉センター はびねす（健康保険課 健康増進係）

〒861-2233 益城町惣領1470 電話 096-234-6123